

○上越教育大学附属図書館長等選考規則

(平成16年4月1日規則第14号)

最終改正 令和5年3月23日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第17条第2項、第18条第2項及び第19条第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の附属図書館長、学校教員養成・研修高度化センター長、保健管理センター所長、情報メディア教育支援センター長、心理教育相談センター長、特別支援教育実践研究センター長、国際交流推進センター長、附属学校長、学系長及び専攻長（以下「館長等」という。）の選考及び任期等について定める。

(選考)

第2条 館長等の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 館長等の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 館長等の任期が満了するとき。
- (2) 館長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長等が欠員となったとき。

2 館長等の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は当該各号に該当する事由が生じたときに、速やかに行うものとする。

(館長等の資格)

第4条 附属図書館長、学校教員養成・研修高度化センター長、保健管理センター所長、情報メディア教育支援センター長、特別支援教育実践研究センター長及び国際交流推進センター長は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の教授のうちから選考する。

2 心理教育相談センター長は、本法人の教員で教育支援高度化専攻心理臨床研究コースに所属し、かつ、公認心理師及び臨床心理士の資格を有する者の中から選考する。

3 学系長は、本学の当該学系の教授のうちから選考する。

4 専攻長は、本学の当該専攻の教授のうちから選考する。

(任期)

第5条 館長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、館長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(細則)

第6条 この規則の定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初に任命される館長等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年規則第7号（平成19年3月1日））

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第18号（平成19年12月25日））

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年規則第2号（平成20年2月20日））

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される学校教育実践研究センター長、情報メディア教育支援センター長、学系長及び専攻長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成22年規則第4号（平成22年1月13日））

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号（平成26年3月24日））

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される国際交流推進センター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成31年規則第7号（平成31年3月22日））

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第4号（令和2年3月11日））

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される心理教育相談センター長の任期は、上越教育大学附属図書館長等選考規則第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3年規則第9号（令和3年12月8日））

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第5条第1項の規定に基づき専攻長を任命されていた者は、令和4年3月31日をもって専攻長の任を解除するものとする。
- 3 この規則の施行後最初に任命される専攻長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（令和4年規則第13号（令和4年3月24日））

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第2号（令和5年3月23日））

この規則は、令和5年4月1日から施行する。